

## 甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

令和8年4月から運用を開始する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、対象者の住所地要件を外すため改正するものです。

### 2 改正の概要

(1) 対象者の住所地要件を削ります。

【第17条関係】

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】

### 3 その他

令和8年度当初予算計上額

#### 【歳入】

款：14 使用料及び手数料 項：01 使用料 目：02 民生費使用料  
33 千円

款：15 国庫支出金 項：02 国庫補助金 目：02 民生費国庫補助金  
405 千円

款：16 県支出金 項：01 県負担金 目：01 民生費県負担金  
67 千円

#### 【歳出】

款：03 民生費 項：03 児童福祉費 目：03 保育園費

大事業：04 乳児等通園支援事業 中事業：01 乳児等通園支援事業

小事業：02 広域利用乳児等通園支援事業

540 千円